保福障支第９８８号
令和２年５月２９日

放課後等デイサービス事業所　管理者　様

さいたま市保健福祉局福祉部
障害支援課長
（公印省略）

さいたま市臨時休校に伴う放課後等デイサービス
利用者負担額補助事業の実施要綱の改正について（通知）

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和２年５月 14 日付け通知「臨時休校に伴う放課後等デイサービス利用者負担補助事業の実施について（第２弾）（保福障支第 730 号）」のとおり、４月提供分以降の利用者負担額増加等の対応についてお示ししたところですが、令和２年６月１日に「さいたま市臨時休校に伴う放課後等デイサービス利用者負担額補助事業実施要綱（以下、「要綱」という。）」を改正し、当該事業を実施することとなりましたので、事業に該当する放課後等デイサービス事業所様は、別紙のとおりご対応をお願いいたします。

【担当】
さいたま市保健福祉局福祉部
障害支援課自立支援給付係
TEL048-829-1305
FAX048-829-1981
e-mail shogai-shien@city.saitama.lg.jp

さいたま市臨時休校に伴う放課後等デイサービス
利用者負担額補助事業の実施要綱の改正について（別紙）

１、事業概要について

令和２年２月２７日に示された小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休業の要請に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加することが考えられることから、増加した利用者負担額（４月利用分から６月提供分まで）について、事業所が一時的に負担した場合に、当該事業所に対し、負担した額を補助するものです。

増加した利用者負担額については、事業所様から保護者様に返金等の対応をいただいておりますが、その際は保護者様に事業内容についてご説明の上ご対応をお願いいたします。

２、補助対象経費について

⑴ 電話等による代替的な方法で放課後等デイサービスの提供を行い、事業所が利用者負担額を一時的に負担した費用。

⑵ 当初の利用予定日以外で放課後等デイサービスの提供を行い、事業所が利用者負担額を一時的に負担した費用。

⑶ 放課後等デイサービスの基本報酬単価が授業終了後の単価から学校休業日単価に切り替わることにより増加した利用者負担額について、事業所が一時的に負担した費用。

⑷ 事業所の営業時間前の延長時間に追加的に支援を提供した児童について算定した延長支援加算に係る利用者負担額について、事業所が一時的に負担した費用。

３、算定方法について

別添「利用者負担増加額算定表」を参考に、コロナによる特例（休日単価の適用など）による影響を除いた場合の利用者負担額を積算し、利用者負担増加額を算定してください。

コロナの特例適用した 利用者負担額 （国保連請求時の金額）	－	コロナの特例適用しない 場合の利用者負担額 （算定表で積算した金額）	＝	利用者負担増加額

４、申請書類について

要綱第５条のとおり、様式第１号の補助金交付申請書及び添付資料（実績記録表、利用者負担増加額算定表、実績報告書）を提供月の翌々月末までに障害支援課へ直接又は郵送で提出してください。

※利用者負担額の補助については、さいたま市の利用者に限りますので、他市の利用者の補助については、援護地の自治体にお問い合わせください。